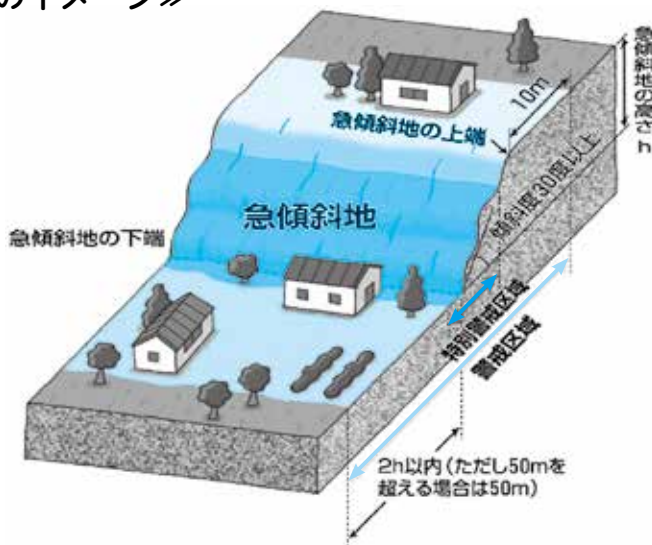


～ご協力をお願いします～
**土砂災害警戒区域（イエローゾーン）および
 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）の調査を行います**

島根県では、土砂災害が発生した場合に、住民の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められた区域を「土砂災害警戒区域（イエローゾーン）」、さらに建築物の損壊が生じ住民の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められた区域を「土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）」として指定しています。

これらの区域は、おおむね5年ごとに基礎調査を行い、指定区域の見直しや新たな区域の抽出を行うこととしています。令和6年度に予定している基礎調査にかかる現地確認では、場合によっては私有地への立ち入りをお願いすることがあります。大切な調査ですので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

≪区域のイメージ≫



- イエローゾーン
- レッドゾーン

※「土砂災害警戒区域」「土砂災害特別警戒区域」の詳細内容は、島根県のホームページに掲載しています。

島根県ホームページ
 「土砂災害防止法とは」▶



調査などの流れ

令和6年度
 (予定)

基礎調査の内容

※調査は島根県が行います。

①見直し調査

- 斜面の下にある擁壁などの施設の効果を踏まえたイエローゾーンおよびレッドゾーンの見直し
- 公共事業や民間開発等の状況を踏まえた区域の見直し

②新規指定区域の抽出

- 地形図の高精度化や住宅の新築に伴う新規指定区域の抽出

※令和6年度より順次現地調査を行う予定です。



令和7年度
 (予定)

○見直し調査結果に関する地元説明会

※地元説明会の日程等、詳細が決まり次第、広報ますだ等でお知らせします。

○区域の指定手続き

【問い合わせ先】

島根県益田県土整備事務所 土木工務第三課 ☎ 31-9668
 市土木課 業務係 ☎ 31-0362